資料５　報道資料・市政だより等
（報道資料）

報道資料

平成２８年４月２０日

地震災害に伴うごみの搬出について

地震災害ごみにつきましては、現在、収集に努めておりますが、ごみステーションによっては、大量に出されているところがあり、道路上に災害ごみがあふれ緊急車両や歩行者の通行に支障が出ています。

災害ごみは、市が最後まで責任を持って収集（無料）いたします。

このため、ごみステーションに災害ごみが大量に出ている際は、なるべく出し控えていただきますようご協力をお願いいたします。

また、ガス缶・スプレー缶は、車両火災の原因となりますので、災害ごみには出さないでください。

【お問合せ先】
熊本市　廃棄物計画課
電話：096-328-2359
こざき　しょうや
課長：　小崎　昭也

報道資料

平成２８年４月１５日

地震災害ごみについて（植木地区を除く）

１　地震災害ごみの収集

地震災害ごみを当分の間、家庭ごみの定期収集と並行して収集します。

なお、平成２８年４月１６日(土)、１７日（日）については、臨時に地震災害ごみの収集を行います。

災害ごみの搬出は、通常の家庭ごみとは別に、曜日に関係なく出すことができますのでお近くのごみステーションに道路の通行に支障がないように搬出をお願いいたします。

なお、指定収集袋を使用する必要はありませんが「燃やすごみ」「埋立ごみ」に分け、なるべく透明袋に入れてください。

２　環境工場等への直接持ち込み

平成２８年４月１４日発生の地震による災害ごみで燃やすごみは東部・西部環境工場、埋立ごみは扇田環境センターに、ごみ処理手数料の減免手続き後に直接持込むことができます。

ただし、東部環境工場は現在、焼却炉が停止しているため、今後、災害ごみの受入れを中止する可能性がありますので、事前に東部環境工場にご確認いただき搬入をお願いします。

【受入れ日・時間】

月曜日～土曜日　　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（通常どおり）

ただし、平成 28 年 4 月 17 日（日）午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分は、臨時に受け入れいたします。

東部環境工場　380-8211　　西部環境工場　329-0900　　扇田環境センター　245-2696

【減免申請の受付】

＊各施設で減免の手続きができます。

東部環境工場及び西部環境工場：地震災害ごみのうち燃えるもの

扇田環境センター：地震災害ごみのうち燃えないもの

【減免申請の手続きに必要な物】

〇被災者本人が地震災害ごみの免除手続きをする場合⇒被災者本人の印鑑

〇被災者がごみ収集運搬業者等に地震災害ごみの免除手続きの代行を依頼する場合⇒依頼を受けた業者等が持参する物：委任状（様式指定なし）、委任を受けた人の印鑑

〇平成２８年５月１４日からは、り災証明書又はり災状況がわかる写真が必要になります。

３　大型ごみ（地震災害ごみ）の搬出

大型ごみ（地震災害ごみ）については、ごみゼロコール（353-7171）月曜日～土曜日の午前８時３０分～午後５時００分まで申し込みください。なお、大型ごみ処理券シールの貼付は必要ありません。

【お問合せ先】
熊本市　廃棄物計画課
電話：096-328-2359
こざき　しょうや
課長：　小崎　昭也

報道資料

平成 28 年 4 月 21 日

燃やすごみ以外の通常ごみの収集中止について（植木地区を除く）

地震災害ごみについては、現在、鋭意収集に努めていますが、道路上にごみがあふれ、交通にも支障が出ている地域がある状況です。

そこで、災害ごみの収集に特化するため、通常の生活ごみのうち、燃やすごみは収集しますが、紙、資源物、プラスチック製容器包装、ペットボトル、特定品目、埋立てごみについては 4 月 22 日（金）から、収集を一時中止させていただきます。

燃やすごみは指定袋に入れて、決められた収集日に出してください。なお、燃やすごみ以外のごみの収集を再開する際はお知らせします。

災害ごみは、市が最後まで責任を持って収集（無料）しますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

4月22日（金）以降のごみ収集について

地震災害ごみ （地震によって被害を受け発生したごみ）	収集します。

※1　緊急車両や歩行者の通行に支障がないように出してください。
※2　地震災害ごみは、「燃やすごみ」「埋立ごみ」に分け、なるべく透明袋に入れてください。
※3　地震災害ごみは市が最後まで責任を持って収集（無料）致しますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

燃やすごみ	通常通り収集します。 決まった日に出してください。
紙	収集を一時中止いたします。
プラスチック製容器包装	
資源物	
ペットボトル	
特定品目	
埋立ごみ	

※今後状況が変わり次第、市民の皆様へお知らせします。
なお大型ごみは、通常どおり収集します。ごみゼロコールへご連絡ください。（353-7171）

本日投げ込みを行なった報道資料に点線枠内の記事を追加しました。記事内容を見やすいように表にしております。

【お問合せ先】
熊本市　廃棄物計画課
電話：096-328-2359
こざき　しょうや
課長：　小崎　昭也

報道資料

平成２８年５月５日

ガス缶・スプレー缶が原因の車両火災について

地震災害ごみにつきましては、現在、鋭意収集に努めておりますが、昨日（5/4）、ガス缶・スプレー缶が原因と思われるごみ収集車両の火災が発生いたしました。ごみ収集車両の火災につきましては、災害ごみの収集開始後、これまでに 5 件（初期消火含む）発生しています。

ガス缶・スプレー缶を災害ごみに出されますと、車両火災の原因となり、今後の災害ごみ収集に支障をきたしますので、絶対に出さないでください。

【お問合せ先】
熊本市　廃棄物計画課
電話：096-328-2359
こざき　しょうや
課長：　小崎　昭也

報道資料

平成28年5月27日

埋立ごみの定期収集の再開について
（植木地区を除く）

地震災害ごみ収集のため、埋立ごみの収集を中止しておりましたが、6月1日（水）から収集を再開します。市民の皆様にはご協力ありがとうございました。

6月1日（水）以降の家庭ごみの収集について

燃やすごみ	収集しています
紙	
プラスチック製容器包装	
資源物	
ペットボトル	
特定品目	
埋立ごみ	6月1日（水）から収集を再開します

※「家庭ごみ・資源収集カレンダー」に従い、決まった日に・決まった場所へ出してください。

地震災害ごみ （地震によって被害を受け発生したごみ）	引き続き収集します 「燃やすごみ」「埋立ごみ」に分け、なるべく透明袋に入れてください。 詳しくはホームページをご覧ください。

地震により被害を受け発生したごみ以外は、地震災害ごみとしては出せません。

通常のごみ出しルールでお出しください。

※1　緊急車両や歩行者の通行に支障がないようにお出しください。

※2　家電リサイクル法対象品目（例：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）やパソコンは、市では収集できませんので、「家庭ごみ・資源収集カレンダー」に記載のとおりリサイクル処理をお願いします。

※3　使い切っていないガスライターやガスボンベ等の混入は、パッカー車火災の原因となります。危険ですので絶対にお止めください。

市民の皆様のご協力をお願いします。

【お問合せ先】
熊本市環境局廃棄物計画課
電話：096-328-2359
課長：小崎　昭也

報道資料

平成28年6月14日

地震災害ごみの特別収集について

地震災害ごみのごみステーション収集は、平成28年6月30日（木）までとなります。7月1日（金）からは、ごみ・資源収集カレンダー通りの通常収集となりますので、ごみ出しのルールを守り、決まったごみを、決まった日に、決まった場所にお出しください。

地震災害ごみ （地震によって被害を受け発生したごみ）	収集は6月30日（木）までとなります。 ※ごみゼロコールでの大型地震災害ごみの受付も含みます。

※　避難所や市外等での避難生活によって、地震災害ごみを出すことができなかった方やブロック・瓦をごみステーションに出すことができなかった方は、7月1日（金）以降も個別に対応しますので廃棄物計画課（328-2359）までご連絡ください。

【地震災害ごみの直接持ち込みについて】

環境工場等への直接持ち込みについては、7月1日（金）以降も手数料を減免して受け入れます。
ごみの種類によって受け入れ先が違いますのでご注意ください。

地震災害ごみの種別	持ち込み先	住　所	電話	受入時間
燃えるもの （例：木製の家具類、プラスチック類、木くず等）	東部環境工場	東区戸島町2570番地	380-8211	（7月1日以降） 月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師2丁目12－1	329-0900	
燃えないもの（例：ブロック、瓦、ガラス、陶磁器等）	扇田環境センター	北区貢町1567番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

※テレビ、冷蔵庫、パソコン等、リサイクルできるものや処理困難物の搬入はできません。

【手数料減免申請の手続きについて】

上記の持ち込み先で手数料減免申請の手続きができます。

手続きを行う人の別	手続きに必要なもの
被災者ご本人が手続きをする場合	印鑑、り災証明書又はり災状況がわかる写真
被災者ご本人が一般廃棄物処理業者等に手続きを依頼（委任）する場合	り災証明書又はり災状況がわかる写真 委任状（様式指定なし）、委任を受けた人の印鑑

【お問合わせ先】
熊本市環境局廃棄物計画課
電話：096-328-2359
課長：小崎　昭也

報道資料

平成28年7月15日

被災家屋の解体・撤去を開始します

熊本地震で被災した個人が所有する家屋等もしくは中小企業者が所有する事業所等で、半壊以上の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき市が所有者に代わって解体・撤去を行います。

熊本市では、この解体・撤去を7月１９日（火）より開始します。

ついては、下記の日時、場所で解体撤去作業の報道対応を行います。

記

１　日時　平成28年7月19日（火）　　午前９時～午前10時

２　場所　熊本市東区健軍本町３３－８
　　サンライズ健軍

３　注意事項

・取材時（撮影時を含む。以下同じ。）には、必ず貴社の腕章をご着用ください。
・取材時には、解体作業の妨げにならないようご注意ください。
・解体工事中は、市と工事業者も安全に努めますが、取材時の安全対策（ヘルメット等）は各社で行っていただきますようお願いします。
・取材についての事前申し込みは不要です。

熊本市環境局資源循環部
震災廃棄物対策課
課長　山岡　憲史
電話　096-328-2976

報道資料

平成２８年１１月１４日

地震災害ごみの特別収集の終了について

地震災害ごみの特別収集は、ごみステーションでの収集を６月３０日で終了し、避難所や市外等での避難生活により地震災害ごみを出すことができなかった方に対して７月１日より個別に対応を行ってきましたが、収集依頼件数が減少したこと等から、１２月２８日（水）をもって受付を終了します。

なお、地震災害ごみを東部環境工場、西部環境工場、扇田環境センターへ直接搬入する際のごみ処理手数料の免除については、引き続き行います。

【お問合せ先】
熊本市　廃棄物計画課
電話：096-328-2359
こざき　しょうや
課長：　小崎　昭也

報道資料

平成２８年１２月９日

改正被災マンション法適用によるマンション公費解体申請受付期限の延長について

【 被災マンション解体の申請受付期限について】

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第２条の災害として、平成２８年熊本地震による災害を定める旨の政令が、平成２８年１０月５日に公布・施行され、これにより、平成２８年熊本地震に被災マンション法が適用されることになりました。

〇延長期間

一部大規模滅失の場合には、被災マンション法の政令指定の日から１年以内での決議が要件となっている。

前述した法の適用を受ける被災マンションに限り、公費解体の申請受付期限である平成２９年３月３１日を１０月４日まで６ヶ月間延長する。

※ 法の趣旨

大規模な災害によりマンションが被害を受けた場合に、区分所有者の５分の４の同意により、マンションの取壊し、再建、敷地売却等の決議が出来るよう被災地の復興に資することを目的として制定されたもの。

〔問合せ先〕
環境局　震災廃棄物対策課
096－328－2976

（市政だより）臨時版

地震災害によるごみは、どうやって出したらいいの？

今回の熊本地震による被害は市域全体に及んでいることから、災害ごみの収集には相当の時間を要しますが、順次収集を進めます。

ごみステーションによっては、地震災害ごみが大量に出されているところがあり、道路上に災害ごみがあふれ、緊急車両や歩行者の通行に支障が出ています。

災害ごみは、市が最後まで責任を持って収集（無料）しますので、ごみステーションに災害ごみが大量に出ている際は、なるべく出し控えていただきますようご協力をお願いします。

■燃やすごみ、埋立ごみの収集

地震災害ごみを当分の間、家庭ごみの定期収集と並行して収集します。

地震災害ごみは、通常の家庭ごみとは別に、曜日に関係なく出せます。

1、「燃やすごみ」「埋立ごみ」に分け、なるべく透明袋に入れる（指定収集袋を使用する必要はありません）

2、道路の通行の妨げにならないように、近所のごみステーションに出す

（災害）燃やすごみ	（災害）埋立ごみ
衣類、カーテン、プラスチック製品など	ガラス類、陶器類、瓦、 砕けたコンクリートブロックなど

■地震災害ごみであっても市では収集できないもの

・家電リサイクル法でリサイクルの対象となっているもの

（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）

※「ごみ資源物収集カレンダー」に記載のとおり、リサイクル処理をお願いします。

・パソコン、水銀含有物を含む蛍光管等の特定品目 、農薬、廃油，医療ごみ　など

■大型ごみの収集

（災害）大型ごみとは…本棚、タンス、ソファー等大型家具類、ふすま、窓枠など

申込み　ごみゼロコール(℡096-353-7171、月～土の 8：30～17：00 まで)へ電話で申し込んでください

※大型ごみ処理券シールの貼付は必要ありません。

※植木地区の「粗大ごみ」については、別途北区役所まちづくり推進課へ相談ください。

■直接持ち込み（燃やすごみ、埋立ごみのみ）

減免手続き後に無料で持ち込むことができます。

5 月 15 日以降に持ち込む場合は、り災証明書またはり災状況がわかる写真が必要になります。

詳しくは、市のホームページをご覧いただくか以下へお問合せください。

廃棄物計画課(℡096-328-2359)

中央区役所まちづくり推進課（℡096-328-2614）

東区役所まちづくり推進課（℡096-367-9122）

西区役所まちづくり推進課（℡096-329-1146）

南区役所まちづくり推進課（℡096-357-4114）

北区役所まちづくり推進課（℡096-272-1112)へ

2016 年 6 月号

被災した家屋の解体・撤去

全壊家屋または半壊家屋の解体・撤去費用

熊本地震で被災した全壊家屋または半壊家屋（大規模半壊家屋を含む）の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う費用に対する補助制度です。
所有者に直接支払うものではありません。
申請受付などが決まりましたら速やかにお知らせします。

被災家屋をすでに解体・撤去した場合の費用は？

制度決定前にすでに解体を行った被災家屋の解体・撤去費用も、国の補助適用基準を満たし、本市が特に必要として解体・撤去を行うものに該当すると判断した場合は補助の対象となります。
支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用を全額、市が負担できるとは限らない場合もあります。
市の基準に基づく算定額を超える場合、超過分は、所有者の負担となります。

制度決定前に解体した方へ

次の関係書類の保管をお願いします。

- **解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真**
- **解体工事に係る契約書、見積書、領収書**
- **解体工事に係るマニフェスト**

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

2016 年 7 月号

被災した家屋等の解体・撤去

地震で被災した全壊家屋または半壊家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって行います。

解体の流れ

1 予約券の配布

予約券（解体・撤去の申請受付日時を記載）と申請に必要な書類などを配布します。
期　　間　8月31日（水）まで　※土・日、祝日も配布
時　　間　午前9時～午後4時
配布場所　市庁舎14階大ホール、区役所（中央区除く）、託麻総合出張所、城南総合出張所

2 解体・撤去申請受付

予約券に記載された日時に申請してください。
申請受付窓口：市庁舎14階大ホール

3 解体・撤去

解体工事の前に現地確認を行います。

問い合わせはこちら　被災家屋解体ダイヤル　0120-946-153
受付時間：午前9時～午後6時　※土・日、祝日含む

対象となる家屋等

り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等（貸家や中小企業者が所有する事業所等も含む）。

一部のみの解体は本制度の対象となりません

家屋の一部を解体し、残りの部分を修理して利用する場合は、本制度の対象外です。ただし、一部を緊急的に自費で解体し、残っている家屋部分すべてを市に依頼することは可能な場合があります。

自費解体を行った家屋等の申請

すでに個人で費用を負担して解体・撤去した家屋等（自費解体）についても本制度の対象となります。
申請の受付は、左記の「解体の流れ」と同じです。

※解体・撤去に要する費用は、本市の基準により算定した額と申請者と解体を行った業者との契約額のいずれか低いほうの額となります。市の算定した額が低い場合は、その差額は申請者の負担となります。

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

被災した家屋等の自費解体費用は支払い後に償還対象になる場合があります

すでに個人で費用を負担して解体・撤去した(契約のみ締結したものを含む)家屋等についても、支払い後に市へ申請することで償還対象となる場合があります。

●対象条件

(1)熊本地震により被害を受け、り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等であること。
家屋等には貸家、倉庫などの農業用施設および中小企業者が所有する事務所などが含まれます。
※り災証明書発行前に被災家屋等を解体した場合は、解体前の写真などで被害状況を確認します。

(2)被災家屋等の全部を解体していること。
※一部を解体して、残った家屋等を修理して利用する場合は本制度の対象となりません。

(3)平成28年6月21日(火)までに、解体を行う業者と契約していること。

契約日にご注意を

市が解体・撤去申請の受付を開始した6月22日以降に、解体業者と直接契約して自費で解体した場合は、本制度の対象外となります。

これは、本制度が、市町村が解体・撤去を行うことに対する国からの補助制度であるためです。

(4)すでに解体、撤去および支払いが済んでいること。

●費用

解体・撤去に要する費用の上限は、市が算定した額と解体工事業者への支払い額のいずれか低い方の額となります。

●必要書類

・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
・解体工事に係る契約書、見積書(内訳書)、領収書
・解体工事に係るマニフェストまたは計量伝票

問い合わせはこちら

被災家屋解体ダイヤル 0120-946-153

受付時間:午前9時～午後6時　※土・日、祝日含む

(震災廃棄物対策課　☎096-328-2976)

2016 年 9 月号

被災家屋の解体申請には期限があります

被災した家屋などの解体・撤去申請（公費解体）および自費で解体・撤去した家屋の償還申請（自費解体）には、受付期限があります。
なお、申請には予約券の取得が必要です。

申請受付期限　公費解体：平成29年3月31日（金）
自費解体：平成28年12月28日（水）

■予約券および申請書配布期間を延長します

期間を延長し震災廃棄物対策課（市庁舎7階）で配布を行います（区役所などでの配布は8月31日まで）。

期　　間　9月1日（木）～10月31日（月）（土・日、祝日を除く）
時　　間　午前9時～午後5時

※本市では、災害廃棄物処理実行計画に掲げる解体撤去から解体ガレキの処分に至るまで、平成30年3月までの完了を少しでも前倒しできるよう、解体作業の迅速化を図ってまいります。

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

2016 年 10 月号

被災家屋の解体・撤去申請のための予約券配布は10月31日まで

被災した家屋などの解体・撤去申請（公費解体）および自費で解体・撤去した家屋の償還申請（自費解体）には、事前に予約券の取得が必要です。

解体・撤去申請のための予約券および申請書配布を10月31日（月）で終了します。

配布場所　震災廃棄物対策課（市庁舎7階）
配布期間　10月31日（月）まで（土・日、祝日を除く）
配布時間　午前9時～午後5時

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

2016 年 11 月号

被災した家屋の解体・撤去

被災した家屋等の解体・撤去を市に申請する方（公費解体）、自費で解体・撤去をした方（自費解体）への申請日の予約券配布は10月31日で終了となりました。

遠方にお住まいなどの事情で予約券を取得できなかった方は、震災廃棄物対策課までご連絡ください。

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

2017 年 7 月号

熊本地震で被災した危険な家屋などの解体申請

解体申請の受付は、平成29年3月31日で終了しましたが、市外にお住まいや、長期入院中であったなどのやむを得ない理由により申請期限の情報が入手できずに申請できなかった方は、至急ご相談ください。

被災マンション法が適用される区分所有建物の申請期限は、10月4日です。

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

2017 年 9 月号

熊本地震で被災した危険な家屋などの解体相談

解体申請の受付は、平成29年3月31日で終了しましたが、やむを得ない理由により申請期限の情報が入手できずに申請ができなかった場合などは、至急ご相談ください。

やむを得ない理由に該当する方とは…

・市外にお住まいの方
・長期間入院をしていた方
・平成29年4月1日以降に新たにり災証明で半壊以上の判定を受けた方　など

なお、被災マンション法が適用される区分所有建物の申請期限は、10月4日です。

（震災廃棄物対策課　☎096-328-2976）

（復興だより）

2016 年 Vol.1 創刊

(3)被災した家屋等の解体・撤去申請

被災家屋の解体・撤去申請には、申請日の予約が必要です。遠方にお住まいや、り災証明書の手続き中などの諸事情により、予約ができていない方はご相談ください。なお、業者と直接契約して解体・撤去をされた方（自費解体）の申請期限は平成28年12月28日です。

●問合せ先：震災廃棄物対策課　☎096-328-2976

2017 年 Vol.2

家屋解体申請の期限にご注意ください

公費解体申請期限：平成29年3月31日（金）

県外にお住まいや、り災証明書の手続き中などの事情により、申請日の予約ができていない方は震災廃棄物対策課へご相談ください。

自費解体申請期限：平成28年12月28日（水）

業者と契約して既に解体が終了した方（自費解体）の申請受付は平成28年12月28日（水）までです。書類不足などによる再提出の方は、至急ご提出ください。

被災マンションの申請期限延長

被災マンション法が適用されるマンションについては、申請期限を延長します。
申請期限：平成29年10月4日（水）

解体申請された家屋内の片づけをお願いします

円滑に解体・撤去を行うため、危険のない範囲で不用品の処分・片付けをお願いします。

○タンスや食器棚、冷蔵庫の内容物（衣類、食器、食品など）
○取扱いが困難なものや危険物など

※不用品は、家庭ごみ・資源収集カレンダーにしたがって、定期収集に出してください。
※不要な大型家具等は残されてもかまいません。（エアコンは事前にガス抜きを行ってください。）

●お問合せ先：震災廃棄物対策課　☎096-328-2976

制度	申請等期限	申請窓口・お問合せ先
国民健康保険・後期高齢者医療保険 一部負担金の免除 受診の際に医療機関窓口へ、一部負担金免除証明書と保険証の提示が必要です。	医療機関窓口で免除を受けられる期間は、平成29年2月診療分までです。	各区役所区民課 ●中央区 ☎096-328-2278 ●東区 ☎096-367-9125 ●西区 ☎096-329-1198 ●南区 ☎096-357-4128 ●北区 ☎096-272-6905
市税(個人市民税・固定資産税・軽自動車税)の減免 熊本地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて個人市民税、固定資産税、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。	平成29年3月31日(金) 被害認定調査が終わっていないなどの理由で り災証明書がない場合でも、申請をすることができます。各区役所税務課へご相談ください。	各区役所税務課 ●中央区 ☎096-328-2181 ●東区 ☎096-367-9138 ●西区 ☎096-329-1174 ●南区 ☎096-357-4143 ●北区 ☎096-272-1114
被災家屋等の解体撤去	公費解体 平成29年3月31日(金) 被災マンション法が適用されるマンションについては、平成29年10月4日(水)まで申請期限を延長します。	被災家屋解体ダイヤル 0120-946-153 震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976 業者と契約して既に解体が終了した方(自費解体)の申請受付は、終了しました。 書類不足などによる再提出の方は、至急ご提出ください。 ※その他、被災した危険家屋等の解体に関する相談

解体申請された家屋内の片づけをお願いします

円滑に解体・撤去を行うため、危険のない範囲で不用品の処分・片付けをお願いします。

○タンスや食器棚、冷蔵庫の内容物(衣類、食器、食品など)
○取扱いが困難なものや危険物など

※不用品は、家庭ごみ・資源収集カレンダーにしたがって、定期収集に出してください。
※不要な大型家具等は残されてもかまいません。(エアコンは事前にガス抜きを行ってください。)

●お問合せ先:震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976

解体家屋内の片付けにご協力ください

被災した家屋を解体する際に不用品が残っていると、解体工事に着手できない場合があります。危険のない範囲で、全て処分していただきますようご協力をお願いします。忘れがちなものとしては、以下のものがあります。

◆**冷蔵庫内の食品・タンスや食器棚の内容物**(衣類、食器など)

※家庭ごみ・資源収集カレンダーにしたがって、定期収集に計画的に出してください。ただし、不要な大型の家財道具などは残されてもかまいません。例)タンス、食器棚、ソファ、ベッド、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン など

※エアコンは事前にガス抜きを行ってください。

※事業所系(アパートの中の家具などを含む)の廃棄物は、事業者(所有者)にて事前に処分してください。

※危険物や取扱いが困難なものも事前に処分してください。

お問い合わせ先:震災廃棄物対策課　☎096-328-2976

被災マンション法の適用を受ける区分所有建物の解体申請期限について

被災マンション法が適用される区分所有建物の申請期限は下記のとおりです。

申請期限:平成29年10月4日(水)

◆**被災マンション法が適用されるマンションであるかの判断等につきましては、熊本地方法務局へご相談ください。**

お問い合わせ先:
震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976

解体家屋内の片付けにご協力ください

被災した家屋等を解体する際に不用品が残っていると、解体工事に着手できない場合があります。危険のない範囲で、全て処分していただきますようご協力をお願いします。特に忘れがちなものとしては、以下のものがありますので、ご注意ください。

◆冷蔵庫内の食品

◆タンスや食器棚の内容物(衣類、食器など)

※家庭ごみ・資源収集カレンダーにしたがって、定期収集に計画的に出してください。ただし、不要な大型の家財道具などは残されてもかまいません。

例)タンス、食器棚、ソファ、ベッド、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン など

※エアコンは事前にガス抜きを行ってください。

※事業所系(アパートの中の家具などを含む)の廃棄物は、事業者(所有者)にて事前に処分してください。

※危険物や取り扱いが困難なものも事前に処分してください。

問震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976

被災した危険な家屋等の解体申請について

解体申請の受け付けは、平成29年3月31日で終了しましたが、市外にお住まいの方や、長期入院などのやむを得ない理由により申請期限の情報が入手できずに申請ができなかった方は、至急ご相談ください。

被災マンション法が適用される区分所有建物の申請期限は平成29年10月4日(水)です。

問震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976

（ホームページ）受付開始

熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去申請受付の開始について

最終更新日：2016年6月7日 | 環境局 資源循環部 震災廃棄物対策課 TEL：096-328-2976 担当課の地図を見る

熊本地震で被災し、り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等について、所有者からの申請に基づき、熊本市が解体・撤去を行います。
この解体・撤去申請の予約受付（予約券及び申請書類の配付）を６月１３日（月）から行います。
また、市民の方からの質問を受け付ける「被災家屋解体ダイヤル」を６月８日（水）に開設します。

1　被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ

（１）**予約券の配付**
解体・撤去申請を受け付ける日時の予約券を配付します。
（平成28年6月22日（水）以降の日にちの予約が可能です）
※解体・撤去申請の受付には事前の予約が必要になりますので、必ず予約券を受け取ってください。
予約券と一緒に申請書、申請に必要な書類の説明チラシをお渡しします。

【予約券の配付】

配付期間	**平成28年6月13日（月）～8月31日（水）** ※土・日・祝日も配付
配付時間	午前９時～午後4時
配付場所	各区役所、託麻総合出張所、城南総合出張所　　計７箇所
内　容	解体・撤去申請受付日時の予約券配付 申請に必要な提出書類等の説明チラシの配付

（２）解体・撤去申請受付
予約券に記載された日時に解体・撤去申請を受け付けます。

【解体・撤去申請受付の日時】

申請受付日	**（１）で受け取った予約券に記載された日時**
申請受付場所	市役所14階大ホール

※　解体・撤去申請受付は平成28年6月22日（水）から開始します。

2　自費で解体した家屋等の申請について

（１）すでに個人で費用を負担して解体・撤去した家屋等（自費解体）についても本制度の対象となります。
自費解体をされた方の申請受け付けにつきましても、「１被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ」と同様です。

1　対象者
家屋等の解体・撤去、支払いまで済ませ領収書をお持ちの方。

2　予約券の配付
6月13日（月）から
※予約券は市に解体・撤去を依頼する公費解体の方にお渡しするものとは異なり、自費解体用の予約券となります。

3　申請受付
予約券に記載された日時、場所で申請を行ってください。

（２）り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等を、自費で解体・撤去予定の方も補助対象となります。
1　対象者
解体・撤去の契約を平成28年6月22日（熊本市での解体・撤去申請受付日）の前日（＝平成28年6月21日）までに済ませ、解体を行う方。
※6月22日以降の自費解体の契約については、補助制度の対象外となります。

2　申請方法
「１被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ」と同様です。

3　申請受付
予約券に記載された日時、場所で申請を行ってください。

（２）り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等を、自費で解体・撤去予定の方も補助対象となります。
1　対象者
解体・撤去の契約を平成28年6月22日（熊本市での解体・撤去申請受付日）の前日（＝平成28年6月21日）までに済ませ、解体を行う方。
※6月22日以降の自費解体の契約については、補助制度の対象外となります。

2　申請方法
「１被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ」と同様です。

3　解体・撤去費用について
ア　解体・撤去に要する費用は、熊本市の基準により算定した額と申請者と解体を行った業者との契約額のいずれか低いほうの額となります。
※補助対象外の物の撤去に係る費用は対象外となります。
イ　熊本市の基準により算定した額が、申請者と解体を行った業者との契約額を下回った場合、その差額については申請者の負担となります。

3　被災家屋解体ダイヤルの開設

解体・撤去の申請方法や、対象となる家屋等についてのご質問にお答えする「被災家屋解体ダイヤル」を開設します。
電話番号：０１２０－９４６－１５３　（フリーダイヤル）
開設時間：午前９時～午後６時
開設期間：平成28年6月8日（水）～平成29年3月31日（金）
土・日・祝日も開設。年末年始を除く。

※被災家屋解体ダイヤルでは、解体・撤去申請受付の予約はできません。

被災した家屋等の解体・撤去に関するお問い合わせ（PDF：162.1キロバイト）

[ID:12914]

（ホームページ）被災家屋等解体撤去について

平成28年熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去について

最終更新日：2016年6月15日 | 環境局　資源循環部　震災廃棄物対策課　TEL：096-328-2976　FAX：096-355-4557　担当課の地図を見る

全壊家屋または半壊家屋の解体撤去費用について

平成２８年熊本地震で被災した全壊家屋または半壊家屋の解体撤去費用の補助制度につきましては、現在、国において詳細の検討がされているところです。

なお、この制度は被災した家屋の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う費用に対する補助制度であり、個人に対するものではありません。

解体・撤去申請の方法につきましては下記をご覧ください。

http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=12914

すでに解体を行ってしまった被災家屋の解体撤去費用について

制度決定前に、すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用の取り扱いにつきましても、市が特に必要として解体撤去を行うものに該当するものであると判断した場合は補助の対象となります。

なお、制度決定前に解体された場合は、次に掲げる関係書類等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
・解体工事に係るマニフェスト（扇田環境センター以外に廃棄物を持ち込んだ場合）

このページに関するお問い合わせは	環境局　資源循環部　震災廃棄物対策課 電話：096-328-2976 ファックス：096-355-4557

(ID:12686)

平成28年熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去申請受付の開始について

最終更新日：2016年6月15日 | 環境局　資源循環部　震災廃棄物対策課　TEL：096-328-2976　FAX：096-355-4557　担当課の地図を見る

熊本地震で被災し、り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等について、所有者からの申請に基づき、熊本市が解体・撤去（部分解体は行いません。）を行います。

この解体・撤去申請の予約受付（予約券及び申請書類の配付）を行っております。

また、市民の方からの質問を受け付ける「被災家屋解体ダイヤル」を開設しました。

1　解体・撤去申請を行う対象となる方

解体・撤去申請（本制度）を行う対象となる方は、以下の条件をすべて満たしている方です。

１．り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者
　※家屋等には、貸家、アパート及びマンション等が含まれます。
２．平成２８年４月１６日時点（熊本地震の本震発生当時）に当該被災家屋等の所有者である方。
　ただし、平成２８年４月１６日以降に、所有者が死亡した場合などやむをえない事情のある方はご相談ください。

また、家屋等の所有者には中小企業者（これに準ずる公益法人等を含む）も含まれます。

中小企業者とは、常時使用する従業員数又は資本金のいずれかが、次に該当している会社をいいます。

中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する業種等

業種	資本金等	常時使用する従業員
下記以外の業種（製造業等）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	
小売業		５０人以下

2　被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ

（１）**予約券の配付**

解体・撤去申請を受け付ける日時の予約券を配付します。

（平成28年6月22日（水）以降の日にちの予約が可能です）

※解体・撤去申請の受付には事前の予約が必要になりますので、必ず予約券を受け取ってください。

予約券と一緒に申請書、申請に必要な書類の説明チラシをお渡しします。

【予約券の配付】

配付期間	**平成28年６月13日（月）～8月31日（水）** ※土・日・祝日も配付
配付時間	午前９時～午後4時
配付場所	市役所14階大ホール、 東区役所玄関横、西区役所（西部公民館２階）、南区役所（アスパル富合１階）、 北区役所３階大会議室、託麻総合出張所、城南総合出張所3階第2会議室　　計７箇所
内　　容	解体・撤去申請受付日時の予約券配付 申請に必要な提出書類等の説明チラシの配付

（２）解体・撤去申請受付

予約券に記載された日時に解体・撤去申請を受け付けます。

【解体・撤去申請受付の日時】

申請受付日	**（１）で受け取った予約券に記載された日時**
申請受付場所	市役所14階大ホール

※　解体・撤去申請受付は平成28年6月22日（水）から開始します。

3　すでに解体した家屋等（自費解体）の申請について

（1）すでに個人で費用を負担して解体・撤去した家屋等（自費解体）についても本制度の対象となります（部分解体のみは対象となりません）。
自費解体をされた方の申請受け付けにつきましても、「１被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ」と同様です。

1.　対象者
り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者で、家屋等の解体・撤去の契約、支払いまで済ませ領収書等をお持ちの方。

2.　予約券の配付
平成28年6月13日（月）から
※予約券は市に解体・撤去を依頼する公費解体の方にお渡しするものとは異なり、自費解体用の予約券となります。

3.　申請受付
予約券に記載された日時、場所で申請を行ってください。

※解体・撤去の契約を平成28年6月22日（熊本市での解体・撤去申請受付日）の前日（＝平成28年6月21日）までに済ませ、解体を行う方も本制度の対象となります。
6月22日以降の自費解体の契約については、本制度の対象外となります。

【自費解体予定の方への本制度の対象の有無】

平成２８年６月２１日（火）までの契約日	**本制度の対象**
平成２８年６月２２日（水）以降の契約日	**本制度の対象外**

（2）　解体・撤去費用について
1．　解体・撤去に要する費用は、熊本市の基準により算定した額と申請者と解体を行った業者との契約額のいずれか低いほうの額となります。
※補助対象外の物の撤去に係る費用は対象外となります。
2．　熊本市の基準により算定した額が、申請者と解体を行った業者との契約額を下回った場合、その差額については申請者の負担となります。

4　被災家屋解体ダイヤルの開設

解体・撤去の申請方法や、対象となる家屋等についてのご質問にお答えする「被災家屋解体ダイヤル」を開設します。
電話番号：０１２０－９４６－１５３　（フリーダイヤル）
開設時間：午前９時～午後６時
開設期間：平成28年6月8日（水）～平成29年3月31日（金）
土・日・祝日も開設。年末年始を除く。

※被災家屋解体ダイヤルでは、解体・撤去申請受付の予約はできません。

被災した家屋等の解体・撤去に関するお問い合わせ（PDF：162.1キロバイト）

(ID:12914)

（ホームページ）受付期限について

平成28年熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去申請には期限があります

最終更新日：2016年9月1日 | 環境局 資源循環部 震災廃棄物対策課 TEL：096-328-2976 FAX：096-355-4557 shinsaihaikibutsu@city.kumamoto.lg.jp
担当課の地図を見る

熊本地震で被災し、り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等について、所有者からの申請に基づき、熊本市が解体・撤去（部分解体は行いません。）を行います。

この解体・撤去申請の受付には期限があります。

【申請受付期限】

公費解体（市に解体・撤去を依頼する場合）： 平成29年3月31日（金）

自費解体（自費で解体・撤去を行う場合） ： 平成28年12月28日（水）

1 解体・撤去申請を行う対象となる方

解体・撤去申請（本制度）を行う対象となる方は、以下の条件をすべて満たしている方です。

1．り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者
　※家屋等には、貸家、アパート及びマンション等が含まれます。

2．平成２８年４月１６日時点（熊本地震の本震発生当時）に当該被災家屋等の所有者である方。
　ただし、平成２８年４月１６日以降に、所有者が死亡した場合などやむをえない事情のある方はご相談ください。

また、家屋等の所有者には中小企業者（これに準ずる公益法人等を含む）も含まれます。

中小企業者とは、常時使用する従業員数又は資本金のいずれかが、次に該当している会社をいいます。

中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する業種等

業種	資本金等	常時使用する従業員
下記以外の業種（製造業等）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	
小売業		５０人以下

2 被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ

（１）予約券の配付

解体・撤去申請を受け付ける日時の予約券の配付期間を以下のとおり延長します。

【予約券の配付】

配付期間	**平成28年9月1日（木）～平成28年10月31日（月）** ※土・日・祝日を除く。
配付時間	午前９時～午後5時
配付場所	震災廃棄物対策課 （市役所7階）
内 容	解体・撤去申請受付日時の予約券配付 申請に必要な提出書類等の説明チラシの配付

※解体・撤去申請の受付には事前の予約が必要になりますので、必ず予約券を受け取ってください。

（２）解体・撤去申請受付

予約券に記載された日時に解体・撤去申請を受け付けます。

【解体・撤去申請受付の日時】

申請受付日	**（１）で受け取った予約券に記載された日時**
申請受付場所	市役所14階大ホール

3 すでに解体した家屋等（自費解体）の申請について

すでに個人で費用を負担して解体・撤去した家屋等（自費解体）についても本制度の対象となります（部分解体のみは対象となりません）。

自費解体をされた方の申請受け付けにつきましても、「１被災家屋の解体・撤去申請受付の流れ」と同様です。

（１）対象者

り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者で、家屋等の解体・撤去の契約、支払いまで済ませ領収書等をお持ちの方。

※解体・撤去の契約を平成28年6月22日（熊本市での解体・撤去申請受付日）の前日（＝平成28年6月21日）までに済ませ、解体を行う方も本制度の対象となります。

6月22日以降の自費解体の契約については、本制度の対象外となります。

【自費解体予定の方への本制度の対象の有無】

平成２８年６月２１日（火）までの契約日	**本制度の対象**
平成２８年６月２２日（水）以降の契約日	**本制度の対象外**

（２） 解体・撤去費用について

1． 解体・撤去に要する費用は、熊本市の基準により算定した額と申請者と解体を行った業者との契約額のいずれか低いほうの額となります。
　※補助対象外の物の撤去に係る費用は対象外となります。

2． 熊本市の基準により算定した額が、申請者と解体を行った業者との契約額を下回った場合、その差額については申請者の負担となります。

4 被災家屋解体ダイヤル

解体・撤去の申請方法や、対象となる家屋等についてのご質問にお答えする「被災家屋解体ダイヤル」を開設しています。

電話番号：０１２０－９４６－１５３ （フリーダイヤル）

開設時間：午前９時～午後６時

開設期間：平成29年3月31日（金）まで

土・日・祝日も開設。年末年始を除く。

※被災家屋解体ダイヤルでは、解体・撤去申請受付の予約はできません。

被災した家屋等の解体・撤去に関するお問い合わせ（9.1更新） （PDF：162.1キロバイト）

(ID:12914)